

第 28 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 27 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、手数料を新設する等のため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4建築の部60の項額の欄中「（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。）」及び「（実際の設計仕様の条件を基に算出した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）」を削り、同項を同部62の項とし、同部中59の項を61の項とし、同部58の項事務の欄中「（平成27年法律第53号）」を削り、同項額の欄中「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の住宅部分をいう。以下同じ。）」及び「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の非住宅部分をいう。以下同じ。）」を削り、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）」を「一次エネルギー消費量」に、「第8条第1号イ（1）」を「第10条第1号イ（1）」に、「59の項」を「61の項」に改め、同項を同部60の項とし、同部57の項の次に次のように加える。

58	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）第12条	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（複合建築物（住宅部分（法第11条第1項の住宅部分をいう。以下	計画提出又は計画通知のとき。
----	----------------------------------------------------------	------------------------	----------------------------------------------------------------------------------	----------------

第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査

同じ。)と非住宅部分(法第11条第1項の非住宅部分をいう。以下同じ。)を含む建築物をいう。以下同じ。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱い、法第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築(法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)を行う場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物については、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。以下59及び63の項において同じ。)

1 非住宅部分の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下59及び63の項にお

いて同じ。) のみの
場合

一 当該部分の床面
積の合計が 300
平方メートル以上
2,000 平方メ
ートル未満のもの
27,100 円

二 当該部分の床面
積の合計が 2,0
00 平方メートル
以上 5,000 平
方メートル未満の
もの 80,40
0 円

三 当該部分の床面
積の合計が 5,0
00 平方メートル
以上 10,000
平方メートル未満
のもの 128,
000 円

四 当該部分の床面
積の合計が 10,
000 平方メート
ル以上 25,00
0 平方メートル未
満のもの 161
,000 円

五 当該部分の床面
積の合計が 25,
000 平方メート
ル以上のもの 2
01,000 円

2 1 以外の非住宅部
分（非住宅部分の一
部に工場等の用途を
含む一の建築物の場
合を含む。以下 59
及び 63 の項におい
て同じ。）の場合

一 モデル建物法（
建築物エネルギー
消費性能基準等を
定める省令（平成
28 年経済産業省
令・国土交通省令
第 1 号。以下「省
令」という。）第
1 条第 1 項第 1 号
イの一次エネルギー
消費量（以下「
一次エネルギー消

費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。以下59、62及び63の項において同じ。)による場合

(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
145,700円

(2) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
235,700円

(3) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
309,000円

(4) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
371,000円

(5) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
435,000円

二 標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。以下59、62

			<p>及び63の項において同じ。)による場合</p> <p>(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円</p> <p>(2) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円</p> <p>(3) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円</p> <p>(4) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円</p> <p>(5) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円</p>	
59	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額</p> <p>1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合</p> <p>一 当該部分の床面積の合計が300</p>	変更計画提出又は変更計画通知のとき。

の申請に対する
審査

平方メートル以上
2,000平方メ
ートル未満のもの
19,100円

二 当該部分の床面
積の合計が2,0
00平方メートル
以上5,000平
方メートル未満の
もの 56,40
0円

三 当該部分の床面
積の合計が5,0
00平方メートル
以上10,000
平方メートル未満
のもの 90,0
00円

四 当該部分の床面
積の合計が10,
000平方メー
トル以上25,00
0平方メートル未
満のもの 113
,000円

五 当該部分の床面
積の合計が25,
000平方メー
トル以上のもの 1
41,000円

2 1以外の非住宅部
分の場合

一 モデル建物法に
よる場合

(1) 当該部分の
床面積の合計が
300平方メー
トル以上2,0
00平方メー
トル未満のもの
102,100
円

(2) 当該部分の
床面積の合計が
2,000平方
メートル以上5
,000平方メ
ートル未満のも
の 165,1
00円

(3) 当該部分の
床面積の合計が
5,000平方

メートル以上1
0,000平方
メートル未満の
もの 216,
000円

(4) 当該部分の
床面積の合計が
10,000平
方メートル以上
25,000平
方メートル未満
のもの 260
,000円

(5) 当該部分の
床面積の合計が
25,000平
方メートル以上
のもの 305
,000円

二 標準入力法等に
よる場合

(1) 当該部分の
床面積の合計が
300平方メー
トル以上2,0
00平方メー
トル未満のも
の 257,100
円

(2) 当該部分の
床面積の合計が
2,000平方
メートル以上5
,000平方メ
ートル未満のも
の 366,7
00円

(3) 当該部分の
床面積の合計が
5,000平方
メートル以上1
0,000平方
メートル未満の
もの 453,
000円

(4) 当該部分の
床面積の合計が
10,000平
方メートル以上
25,000平
方メートル未満
のもの 535
,000円

			(5) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円	
--	--	--	--------------------------------------------	--

別表第2の4建築の部に次のように加える。

63	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明申請手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する証明申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合 一 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円 二 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円 三 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円 四 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円 五 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円 2 1以外の非住宅部分の場合 一 モデル建物法に	交付申請のとき。
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

よる場合

(1) 当該部分の
床面積の合計が
300平方メー
トル以上2,0
00平方メー
トル未満のもの
102,100
円

(2) 当該部分の
床面積の合計が
2,000平方
メートル以上5
,000平方メ
ートル未満のも
の 165,1
00円

(3) 当該部分の
床面積の合計が
5,000平方
メートル以上1
0,000平方
メートル未満の
もの 216,
000円

(4) 当該部分の
床面積の合計が
10,000平
方メートル以上
25,000平
方メートル未満
のもの 260
,000円

(5) 当該部分の
床面積の合計が
25,000平
方メートル以上
のもの 305
,000円

二 標準入力法等に
よる場合

(1) 当該部分の
床面積の合計が
300平方メー
トル以上2,0
00平方メー
トル未満のもの
257,100
円

(2) 当該部分の
床面積の合計が
2,000平方
メートル以上5

			, 0 0 0 平方メ ートル未満のも の 3 6 6, 7 0 0 円 (3) 当該部分の 床面積の合計が 5, 0 0 0 平方 メートル以上 1 0, 0 0 0 平方 メートル未満の もの 4 5 3, 0 0 0 円 (4) 当該部分の 床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平 方メートル以上 2 5, 0 0 0 平 方メートル未満 のもの 5 3 5 , 0 0 0 円 (5) 当該部分の 床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平 方メートル以上 のもの 6 1 0 , 0 0 0 円	
--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

付 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。